

川崎フロンターレ後援会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎フロンターレ後援会（以下「後援会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、川崎市をホームタウンとする川崎フロンターレと市民との連帯を深め、スポーツの振興と地域の活性化を図り、あわせて豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象は、次のとおりとする。ただし、人件費は除く。

- (1) 支援旗・応援旗の作成及び掲出等による川崎フロンターレの広報に関する経費
- (2) サッカーニュースの作成及びサッカークリニックの実施等のサッカーを中心としたスポーツの普及・振興に関する経費
- (3) キャンペーン実施及び地域イベント参加等による入会促進並びに更新案内通知等の後援会会員の募集に関する経費
- (4) 会報誌及び会員限定イベント等の後援会会員向け特典サービスに関する経費
- (5) 後援会会員情報の管理に関する経費
- (6) 事務所及び機器の賃借等の後援会の維持・管理・運営に関する経費
- (7) その他、後援会の目的達成のために必要な事業に関する経費

(交付の申請)

第3条 後援会は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎フロンターレ後援会補助金交付申請書（第1号様式）に当該年度の事業計画書及び収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を後援会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を毎年度4回に分割して交付するものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第6条 後援会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行

わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき
- (2) その他市長が必要と認めるとき

(実績報告)

第7条 後援会は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 川崎フロンターレ後援会補助金実績報告書（第2号様式）
 - (2) 発注実績報告書（第3号様式）
 - (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第4号様式）
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書（第3号様式）については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 後援会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第5号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は後援会に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第4号様式）については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、後援会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき

- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき
- (5) 役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がいることが判明したとき
- (6) 第6条若しくは第7条の規定に違反したとき

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、後援会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。